

(令和5年第1回定例会3月会議)

参考資料（追加議案関係）

議案参考資料

担当課（室）係

（令和5年第1回定例会3月会議）

教育総務課 子育て係

1. 議案名

議案第39号 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳の利用者負担額（保育料）が無償となっています。

こども園等の0歳から2歳の第2子以降の利用者負担額（保育料）については、国・県の助成による無償化とあわせて、令和5年4月1日から町独自施策により無償化することとしています。

全国において利用者負担額（保育料）の完全無償化の自治体が出てくる中、国の少子化対策の動向も踏まえ、子育て支援の更なる充実と子育て世帯の転入増を目指して、0歳から2歳の第1子の利用者負担額（保育料）を町独自施策として無償化します。

3. 趣旨・目的

安心して子どもを産み育てる環境を整え、子育てしやすいまちづくりを進め、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

町内に住民登録があり、こども園等を利用している子どものうち、0歳から2歳の第1子の利用者負担額（保育料）を無償化します。

これにより未就学児の利用者負担額（保育料）は完全無償化となります。

（施行期日：令和5年4月1日）

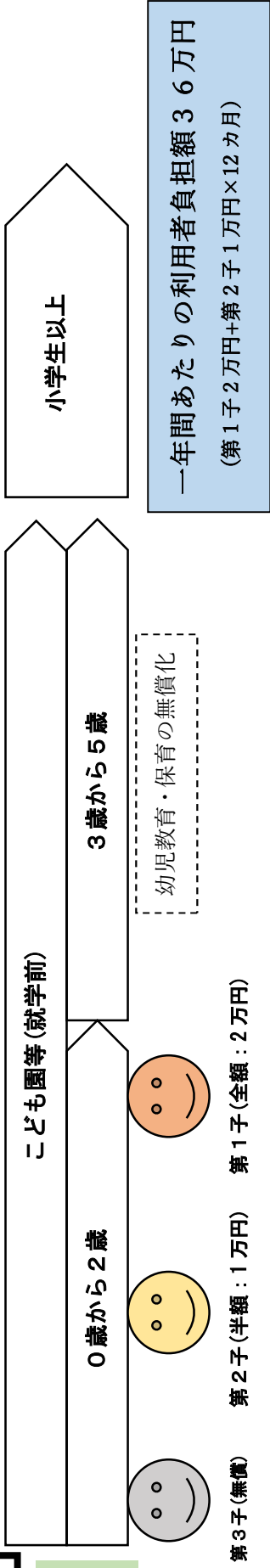
イメージ図

「利用者負担額（保育料）が子ども一人あたり月額2万円の世帯の例」

変更前

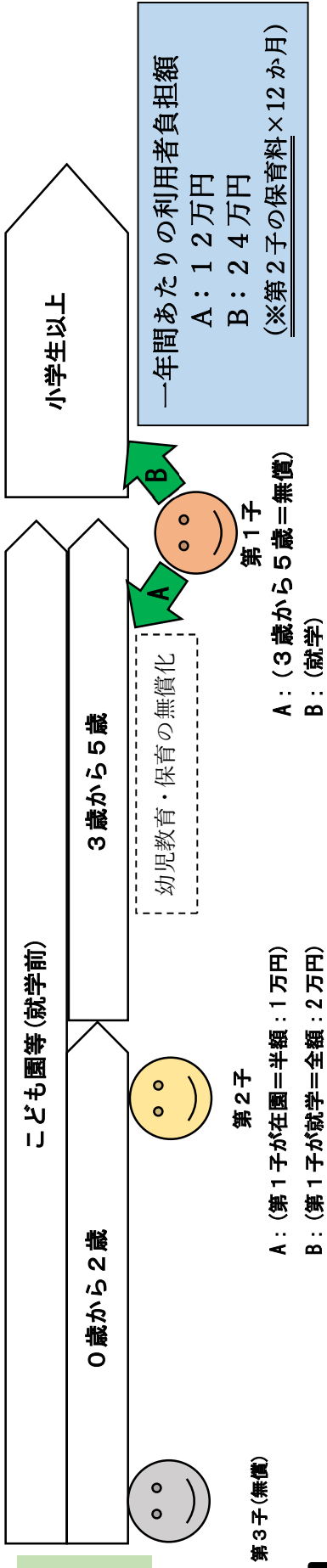
こども3人が
0歳から2歳

教育総務課



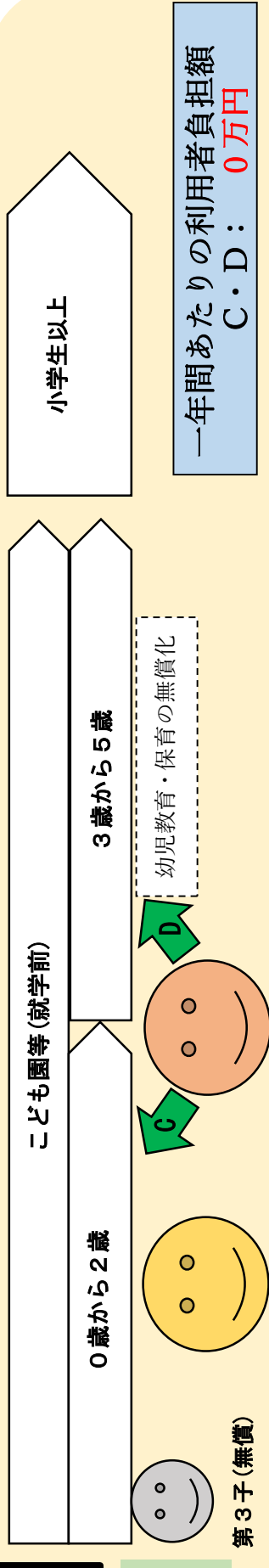
第1子が3歳以上、
第2子・第3子が
0歳から2歳

2



変更後

利用者負担額
完全無償化



※例に挙げた世帯では、年間最大36万円の負担軽減

(令和5年第1回定例会3月会議)

【議案第39号 参考資料】

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 <u>利用者負担額及び利用者負担額の徴収については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、<u>当分の間、これを徴収しないものとする。</u></u></p>	<p>○かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第27号)</p> <p>(省 略)</p> <p>附 則 1～7 (略)</p>